



長野県教育委員会訓令第2号

事務局  
学校以外の教育機関

長野県教育委員会公文書管理規程（昭和47年長野県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行します。

令和6年3月28日

長野県教育委員会

別表第3の1中 「文化財・生涯学習課  
保健厚生課  
スポーツ課  
スポーツ課国民スポーツ大会準備室」 を 「教文  
教保  
教ス  
教ス国」

「生涯学習課  
保健厚生課」 「教生  
教保」 に改め、同表の2の(1)中

「北信教育事務所  
長野県体育センター」 「北教  
体セ」 を

「北信教育事務所」 「北教」 に改め、同2の(2)中

「県立長野図書館  
長野県立歴史館」 「図  
歴」 を

「県立長野図書館」 「図」 に改める。

教育政策課

長野県教育委員会訓令第3号

事務局  
学校以外の教育機関

兼務に関する規程（昭和57年長野県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行します。

令和6年3月28日

長野県教育委員会

本則の1の表の2の項中「業務係長」を「課長補佐」に、「学校企画係長」を「課長補佐」に、

「文化財・生涯学習課  
保健厚生課  
スポーツ課」 総務係長  
課長補佐  
課長補佐 を 「生涯学習課  
保健厚生課」 人事に関する事務を担当  
する者で課長が指定した  
職員 課長補佐 に改め、本

則の2の表中 「保健厚生課  
スポーツ課」 主任指導主事  
主任指導主事 を 「保健厚生課  
主任指導主事  
指導主事」

に改め、同表の備考の4中「学校保健」の次に「及び学校体育」を加え、同備考の5を削る。

教育政策課

## 長野県教育委員会訓令第4号

事務局  
学校以外の教育機関

職に関する任免（昭和59年長野県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行します。

令和6年3月28日

長野県教育委員会

本則中「学芸員 学芸員補」を「学芸員」に改める。

教育政策課

## 長野県教育委員会訓令第5号

事務局  
学校以外の教育機関

長野県教育委員会事務局の係の名称及び分掌事務に関する規程（平成18年長野県教育委員会訓令第12号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行します。

令和6年3月28日

長野県教育委員会

別表の文化財・生涯学習課の項を削り、同表の保健厚生課の項中「総務係」を「総務・学校給食係」に、「及び規

則第11条第6号」を「並びに規則第11条第2号の事項及び第7号」に、

「学校給食係」規則第11条第2号の事項」を

「学校体育係」規則第11条第5号の事項」に、「第11条第5号及び第6号（総務係）を

「第11条第6号及び第7号（総務・学校給食係）」に改め、同表のスポーツ課の項を削る。

教育政策課

## 長野県教育委員会教育長訓令第1号

事務局  
教育機関

教育長の権限に属する事務処理規程（昭和47年長野県教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行します。

令和6年3月28日

長野県教育委員会教育長

第4条第3項中「の長」を「(特別支援学校に限る。)の長」に改める。

別表第2の1の(6)のア及びイを削り、同(6)のウを同(6)のアとし、同(6)のエを同(6)のイとする。

別表第4の(1)中「文化財・生涯学習課長」を「生涯学習課長」に改める。

別表第5を次のように改める。

(別表第5)(第4条関係)

教育機関(特別支援学校に限る。)の長が専決する事項

職員に係る児童手当法(昭和46年法律第73号)第7条の規定による認定

教育政策課